

平成 30 年度  
「特定建築物定期調査業務基準講習会」開催のご案内

主催／一般社団法人福島県建築士事務所協会

共催／一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 後援／福島県(予定)、一般財団法人日本建築防災協会

平成 28 年 6 月 1 日に改正建築基準法が施行され、調査・検査資格者制度及び定期報告対象建築物等が大きく変更されました。

一般財団法人日本建築防災協会では特定建築物定期調査の必携図書として「特定建築物定期調査業務基準」を発行しており、同業務基準についても改正建築基準法に対応し、必要な見直しを行いました。

このたび、本協会では、特定建築物定期調査の適切な実施及び定期報告制度の円滑な推進に資するため、必要な見直しを行った「特定建築物定期調査業務基準」をテキストに、下記により講習を実施することといたしました。

特定建築物の調査実務に携わる 1 級・2 級建築士、定期点検・定期報告担当行政職員の皆様には是非受講されますようご案内いたします。

※本講習会は、建築 C P D 情報提供制度（公財）建築技術教育普及センター認定のプログラムとなります。（予定）

※本講習は調査員および検査員の資格を取得するための講習ではありません。

- 開催日 平成 30 年 9 月 26 日（水） 10 時 00 分 ～ 16 時 00 分
- 会場 福島県農業総合センター 多目的ホール  
福島県郡山市日和田町高倉字下中道 116 Tel 024(958)1700
- 受講対象者 1 級・2 級建築士、定期点検・定期報告担当行政職員
- 定員 100 名（定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況については電話にてお問い合わせください）
- 受付 9 時 30 分～
- 受講料 10,800 円（消費税込、テキスト代込）  
但し、（一社）福島県建築士事務所協会会員は 8,640 円（差額 2,160 円は協会負担）  
行政職員は 5,400 円（テキスト代のみ、差額 5,400 円は協会負担）
- 使用テキスト 「特定建築物定期調査業務基準」※テキストは必須となります。
- 講義内容 1. 建築基準法による定期報告制度について  
2. 特定建築物定期調査業務基準の解説
- 申込方法 申込書に必要事項を記入後  
直接の場合…申込書・受講料を持参のうえ、申込先（事務局）まで御来所ください。  
振込の場合…下記振込先に受講料を振込み、支払証明書の写しを申込書に添えて、  
申込先（事務局）まで、FAX にて送付してください（郵送可）。  
受付後、受講票を FAX にて返送いたします。

振込先 東邦銀行 中町支店 普通 480444  
一般社団法人 福島県建築士事務所協会 会長 渡邊 武（振込手数料は、各自ご負担ください。）

- 申込期限 平成 30 年 9 月 14 日（金）必着

ご注意 ①テキスト等は、当日会場受付にて配布しますので、受講票を必ずお持ち下さい。  
②講習会を欠席された場合、受講料は返金いたしません。  
③申込内容の個人情報は、第三者に提供・開示をすることはありません。

- 時間・科目・講師 （都合により変更される場合があります。）

| 時 間         | 科 目                  | 講 師                  |
|-------------|----------------------|----------------------|
| 10:00～10:05 | 開会挨拶                 | 協会役員                 |
| 10:05～10:30 | 建築基準法による定期報告制度について   | 福島県建築指導担当職員          |
| 10:30～12:30 | 特定建築物定期調査業務基準の解説（前半） | 特定建築物調査員講習講師（DVD 講習） |
| 12:30～13:30 | 休 憩                  |                      |
| 13:30～15:30 | 特定建築物定期調査業務基準の解説（後半） | 特定建築物調査員講習講師（DVD 講習） |
| 15:30～16:00 | 受講証明書交付              |                      |